

第6回定例会を開催しました

日	時	平成15年10月2日(木) 午後6:30～9:15
場	所	柏崎原子力広報センター・研修室
出	席	者 20名 (欠席4名)
説	明	者 原子力安全・保安院・山本統括安全審査官、大嶋上席安全審査官、柏崎刈羽原子力発電所保安検査官事務所・木野所長
議	長	品田市民生活部長
オ	ブ	ザーバー 新潟県原子力安全・資源対策課、柏崎市防災・原子力安全対策課長、西山町まちづくり推進課、刈羽村企画広報課、柏崎刈羽地域担当官事務所長
内	容	・第5回定例会後の動き ・特認申請とシュラウドについて

第5回定例会後の動き

東京電力から再循環系配管等の追加点検の実施について説明がありました。
 ※東京電力では、当初、5年以内に点検した再循環系配管等について健全性に問題ないことから今回の停止中に点検しなかったが、自治体の意向などを総合的に判断し、地域住民の安心を考慮して追加点検を実施するもの。

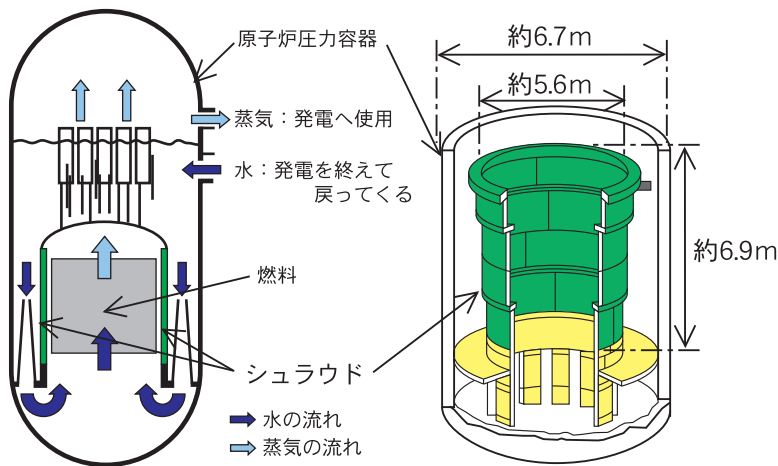


図1 シュラウドの配置図

図2 シュラウドの構造

▼シュラウドとは
 保安院から資料に基づき説明。
 「シュラウド」は英語の「Shroud」、「覆う物、幕」という意味ですが、原子力発電所では原子炉内の燃料を取り囲むように設置されている円筒状のステン

特認申請とシュラウドについて

レス製の機器です。シュラウドは原子炉压力容器の中で水の流れを分離する仕切板の役割をされており、放射能を閉じこめるような役割はありません。

※「ステンレス (Stainless Steel)」は「やびにくい鋼」という意味で、「さびにくい」ことから家庭の流し台などにも使われています。また、粘り強い性質もあります。鉄とクロムやニッケルなどの合金で、種類によってSUS316などの名称が付けられています。

▼特認申請とは

原子力発電所が安全・安定運転するための設計上の要求事項として「省令」で「技術基準」が規定されています。原子力発電所の機器・設備はこの技術基準に定められた設計等で維持管理する必要がありますが、経済産業大臣の認可を受けた場合はこの技術基準によらないことができ、これを特殊設計施設認可（特認）と言います。
 現行の技術基準にはシュラウドに要求される強度の定めがあり、それを満たせばひびがあっても十分な強度が保たれますが、ひびの進展に関する定めがありません。進展評価をして運転する場合、特認が必要です。